

平成30年度第3回こうち男女共同参画会議 委員ご意見への回答について

委員	ご意見等	現状	対応方針など	所管課
1 中山 委員	<p>12農協が合併した高知県農業協同組合の現在の女性の理事数の割合を教えてください。また、合併時にどのような働きかけを行ったのか。</p> <p>(議事録P2) (資料2 P9)</p>	<p>理事67人中女性4人、監事10人中女性1人・・・約6.5%</p> <p>JAグループ高知では、合併前から女性理事を対象に女性の活躍等を議題とした勉強会などを開きその内容を当該JAの理事会につなぐなど女性の参画に取り組んできた。</p> <p>JA高知県の合併協議の中で平成27年度までは、「経営管理委員制」をもってJAを運営することを検討しており、その際の経営管理委員の女性の割合は少なくとも10%を超える見込みであった。</p> <p>その後、次の2点の変更があった。</p> <p>①運営に関する検討を重ねた結果、地域の声を反映させるために、平成28年度に「理事会制」で運営することに移行し理事の定数を増加させた。</p> <p>②同時期(平成28年4月)に農業協同組合法が改正され法第30条において、理事の過半数は「1認定農業者」「2農畜産物の販売その他の当該農業協同組合が行う事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有する者」と規定された。</p> <p>合併参加JAでは、当時の経営管理者は男性が多数を占めていたことから、経営に関する実践的能力者として当時の経営管理者の多くが理事として選任された結果、男性が多数選任された。</p>	<p>2期目以降の定数は、統合後に見直すこととされているため、次期改選時(2021年6月)には、総合的な監督指針に基づいて、女性理事等の参画について指導を行っていく。</p>	<p>協同組合 指導課</p>

委員	ご意見等	現状	対応方針など	所管課
<p>2 和田 委員 金川 委員</p>	<p>男性職員の育児に係る休暇の目標値が低い が、どのように取り組みを進めているのかお聞きしたい。 また、取得できる日数など制度の説明もお聞きしたい。</p> <p>(議事録P4～5) (資料2 P5)</p>	<p>【目標値について】 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第19条の規定に基づく特定事業主行動計画として、県が職員を雇用する「事業主」の立場で、平成27年3月に策定した「高知県職員子育てサポートプラン」(実施期間:平成27年4月1日～平成32年3月31日までの5年間)において、平成31年度末時点の達成目標として設定している。</p> <p>○男性職員の育児に係る休暇 ・配偶者の出産休暇 目標:1日以上の休暇取得率100% H30取得率:88.0% ・育児参加休暇 目標:1日以上の休暇取得率100% H30取得率:61.3%</p> <p>【男性職員の育児休業及び育児に係る休暇について】 ○育児休業 3歳未満(3歳に達する日(誕生日の前日)まで)の子を養育する職員が、一定期間休業することを認められる制度。配偶者の就業等の状況に関わらず取得可能。 ※休業なので、給与の支給はなし。</p> <p>○配偶者の出産休暇 配偶者の出産に伴う入院の付き添い等を行う男性職員が、配偶者が出産のため入院する等の日から出産の日後2週間の期間内に3日取得できる有給休暇。</p> <p>○男性職員の育児参加休暇 生まれてくる子又は小学校入学前の子を養育する男性職員が、出産予定日の8週間前(小学校入学前の子がある場合のみ)から出産後8週間の期間内に5日取得できる有給休暇。 ※多胎妊娠の場合は、産前14週(小学校入学前の子がある場合のみ)から産後10週間の期間内に5日取得できる。</p> <p>(参考) 休業は、休職、休暇を包括した何らかの事由により労務が提供されない事実上の状態を示すものと解されており、その期間中、職は保有するが、職務には従事しない。また、休暇より長期にわたるものとなる。</p> <p>【取得促進の取組】 ①情報提供 ・職員が利用できる制度等をまとめた「育児・介護のための両立支援制度ハンドブック」を作成し、職員に周知。 ・庁内イントラ、庁内広報紙(ぎょうかん通信)により、育児休業等の制度や育児体験談を周知。</p> <p>②仕事と子育ての両立等について学ぶ機会の提供 ・服務説明会で所属長に高知県職員子育てサポートプランについて説明。 ・新規採用職員研修で男女共同参画に関する講義を行っている。 ・若手職員を中心とした座談会を開催。 ・部下のワークライフバランスを考え、育児など生活事情全般に理解を示し、業務運営や時間外勤務の縮減を含め、しっかりと職場をマネジメントする「イクボス」に関する知識や取組について、管理職員等に理解を深めてもらうため、イクボスに関するリーフレット「イクボスのススメ」を作成・配付。</p> <p>③管理職員との面談 ・妊娠の報告を受けたときや産休・育休取得予定の1ヶ月前、産休・育休から復帰予定の1ヶ月前に、管理職員が職員と面談を実施。(子育てサポート面談) ※管理職員から各種制度の説明を行うとともに、子育て中の働き方の希望や必要とする支援について確認する場としている。 ・面談時に、高知県職員子育てサポートプランの目標をより意識してもらうために、子育てサポート面談シートに目標を追記し、より積極的な取得を呼びかけ。</p> <p>平成30年度の新たな取組として、 ・育児休業等取得しやすい環境整備への支援や社会全体での機運醸成を図るため、県内292企業・団体と共同して、「育児休業・育児休業の取得促進宣言(育休宣言)」を実施。 ・男性職員の育児休業体験談や所属長の感想等を掲載した啓発資料を作成、周知。 ・育児休業取得時の収入試算表(概算)を作成、行政管理課イントラに掲載。</p>	<p>男性職員の育児に係る休暇の取得率の向上に向けて、引き続き、左記の</p> <p>①情報提供 ②仕事と子育ての両立等について学ぶ機会の提供 ③管理職員との面談に取り組んでいく。</p> <p>特に、所属長から子どもが生まれる職員への面談においては、配偶者の出産休暇、育児参加休暇の取得を勧めるよう呼びかけていく。</p>	<p>行政 管理課</p>